

北一輝と法華思想(二)

―その著作にみる『法華経』と日蓮の影響について―

若 林 孝 彦

- 一 はじめに
- 二 学生時代
- 三 『國體論及び純正社會主義』……………以上前号
- 四 『支那革命外史』
- 五 『日本改造法案大綱』……………以上本号
- 六 『靈告日記』……………以下次号
- 七 総括

四 『支那革命外史』

本章では、北一輝が『支那革命外史』(以下『外史』)前半部分を執筆、配布した一九一五年二月から、『外史』後半部分を執筆、配布した一九一六年五月を経て、一九一九年八月の『國家改造法案原理大綱』(以下『原理』)執筆に至る直前までを、『外史』を中心に考察する。

1 時代背景

一九一四年七月にヨーロッパで勃発した第一次世界大戦は、全世界を巻き込む人類史上最初の戦争となったが、

一九一八年一月に終結し、翌年のヴェルサイユ条約において、国際連盟の設立を含めた第二次世界大戦までの世界秩序が決定されることになった。

この間、一九一七年二月、ロシアでは労働者、農民階級による革命が起こり、史上初めての社会主義国家が成立して、世界中に衝撃を与えた。日本は、この機に乗じて、満洲の利権を確実にするため、一九一八年八月にはシベリアに出兵した。日本では、大戦によって空前の好景気となって工業が発展し、特に重工業や化学工業が著しい成長をみせたが、一方でインフレが進行し、一九一八年七月には「米騒動」がおこって全国に波及した。

この頃「大正デモクラシー」も本格化し、政治、社会、文化、思想等の各方面で、自由主義的、民主主義的な傾向が見られるようになった。一九一四年には既に、田中智学により「国柱会」が設立されていたが、一九一八年には、東京・鶯谷に国柱会館が建設され、活発な日蓮主義運動を拡大していた。一九一六年には、姉崎正治の『法華経の行者日蓮』がベストセラーとなった。しかし、「法華経の使徒」北一輝は、このような動きとは隔絶したところで、独自の信仰を貫いていた。

北は、一九一三年四月、駐上海日本総領事より三年間の清国からの退去命令を受け、日本滞在を余儀なくされていたが、『外史』の執筆、配布が終ると、一九一六年六月、第三革命で混乱する上海に再び渡航するのである。しかし、三年半にわたる北の第二次上海滞在は、不本意なものとならざるを得なかった。「北の上海生活は、革命への展望を見出せぬまま、空しく過ぎて」（評伝Ⅲ、一九五頁）だったのである。袁世凱の死後、中国大陸では、軍閥が割拠して闘争を繰り返して、日本を含めた列強各国は利権争いに明け暮れる状態であった。盟友、宋教仁は既に亡く、中国を革命によって統一するような英雄、北のいう「窩潤台汗」^{オゴクタイ}はついに現れなかったのである。

中国のナショナリズム革命は「対支二十一カ条の要求」を機に、その刃は日本に向けられていた。第一次大戦後の大正八（一九一九）年のパリ講和会議にヴェルサイユ講和条約によって、山東省のドイツ利権を肩代わりする日本の要求が認められると、中国ナショナリズムは五・四運動、つまり排日・反日運動というかたちで抵抗したのである。（評伝Ⅲ、一九六頁）

このような「大矛盾」のなかで、北は中国革命に見切りをつけ、日本での革命を目指して、革命の憲法草案ともいべき『原理』を上海で執筆することになるのである。

2 『外史』の思想

『外史』は、一九一一年、北自らが辛亥革命の真只中に飛び込んだその実体験を記した革命のルポルタージュであり、これによって日本の為政者に中国革命の真実の姿を理解させるとともに、誤った理解に基づき中国に対して欧米列強と同様の帝国主義的政策をとる日本政府への弾劾の書でもあった。

北自身は、『外史』執筆の目的について、「一 緒言」で以下のように述べている。

支那革命党及び革命の支那に関する真の理解は日本の政府と国民に取りて誠に切迫せる必要となれるが如し。不肖は時に政府の或者より是等の説明を求めらるゝ時、又は国論の指導者より是等を聴聞せしめらるゝ時、常に感ずる所の遺憾は諸公の聡明を以てして実に根本より革命党の実体と革命を要求する支那の激変とにつきて明確なる概念を持たざることに在り。（…中略…）是等に関して正当なる解釈を渴望しながら未だ一の価値ある論究に接せざることは、東洋の盟主を自任し支那の指導者を以て居らんとする日本人の誇と矛盾する甚だしきものに非

ずや。少くも当面の必要として、隣国の治乱が日本に及ぼす政治的・経済的影響の深甚なるを考ふれば永久に此の朝野の無理解を傍観することは、一国民たる憂に於て不肖の堪ふる能はざる所なり。(著作集2、一一二頁)

『外史』は、全二十章からなるが、「一 諸言」から「八 南京政府崩壊の経過」までの前半部分は一九一五年一月に印刷配布され、「九 投降將軍袁世凱」から「十九 日支同盟と日米経済同盟」までの後半部分は一九一六年五月に印刷配布されたものである。この時の配布先は、本書の序に「時の権力執行の地位に在る人々(著作集2「序」、一頁)」とあり、後に北は、「二・二六事件の憲兵隊調査で、中国革命の事情を説明するために首相の大隈重信や外相の石井菊次郎など当局の少数者に配布した旨述べている。(著作集3、四四四頁)

また、「二十 英独の元寇襲来」は、原稿に「大正五年(筆者注、一九一六年)五月二十二日稿了」と記されており、卷末の『法華経』経文とともに、『支那革命党及革命之支那』の題名で刊行された版にのみ収録されたものである。「本巻のテキストについて」著作集2、四〇九頁)

なお、『外史』の執筆、配布は、北が第一次上海時代に体験した一九一一年一月一〇日に始まる辛亥革命を、その前半部分は四年後の一九一五年一月に、後半部分は四年半後の一九一六年五月になされたということに、特に注意しておきたい。すなわち、後述するように、北が『法華経』に心酔するようになったのは一九一六年一月以降のことであり、最初の上海滞在時には特段『法華経』への信仰が深かった訳ではないということである。

3 『外史』における宗教用語

『外史』を読んで気がつくことは、前半部分には宗教、仏教に関連する用語はほとんど書かれていないのに対し、後半部分、特に「十六 東洋的共和政とは何ぞや」以降には宗教、『法華経』や日蓮に関する言葉が、

突如として大量に出現することである。この点については、従来から多くの研究者が指摘している。¹²⁾

まず、一九一六年五月に印刷配布された『外史』後半部分に登場する主要な箇所を以下に列挙する。(番号は筆者による。傍線は仏教、日蓮、『法華経』への言及、二重傍線は『法華経』経文の引用を、波線は他の宗教に関する言及を表す。また、【筆者注】は引用経文等の出典と筆者の考察を示す。なお、経文の漢文及び読み下し文はワイド版岩波文庫版『法華経』に基づくが、旧字体は常用漢字に改めた。)

① 三年の退去命令。実に畏くも尊き釈尊の降誕し給ひし四月八日。(著作集2、一四〇頁)

② 不肖又嘗て曰く。昔者人を殺すを嗜まざる者は王たりと云へり。是れ孔教が世界最悪の宗教たる所以の一にして、又実に支那千年の文弱を来せし凡ての因。革命の支那に於て統一者たるべき英豪は須らく人を殺すを嗜しむ者ならざるべからずと。(著作集2、一五三頁)

③ 弥陀の手に利劍あり。左手、自由の経巻を展べて右手、専制の劍を揮ふ。(著作集2、一五三頁)

④ 自由の樂土は専制の流血を以て洗はずんば清浄なる能はず。基督の愛と雖も我は平和を来す者に非ず刃を出さんが為に来れりと宣布し、仏の宇宙大に満つる大慈悲は道を妨ぐる一切の者を粉碎せざるば止まず。——觀世音首を廻らせば即ち夜叉王。大海に溢る、慈悲の仏心を以て四億万民の自由を擁護扶植せんとする者、焉んぞ是等を残賊する暗黒時代の魔群を折伏せずして止むべけんや。(…中略…)明治大皇帝の仏心天の如きは是れを言ふの要なし。而も国家の統一の爲めには最高の功臣大西郷が過ちて錦旗に放ちし一羽翦を仮借せざりしほどの利劍を持てる弥陀如来なりき。諸公。仏と魔との相異は小我私心に立脚すると宇宙大に満つる慈悲心より併発するとの差なり。(…中略…)不肖は茲に利劍を持てる弥陀如来が支那に降下すべきや否やを預言せず。(著作集2、一五四頁)

【筆者注】我は平和を来す者に非ず刃を出さんが為に来れり

『新約聖書』「マタイによる福音書」第十章三四節のイエスの言葉「わたしが来たのは地上に平和をもたらすためだ、と思つてはならない。平和ではなく、劍をもたらすために来たのだ」によると思われる。(五『日本改造法案大綱』3①の(註)を参照)

觀世音首を廻らせば即ち夜叉王

「大正新脩大藏經テキストデータベース」で検索したが、これと合致するような文言は発見できなかった。あるいは『法華經』の以下の經文を踏まえたものとも考えられる。

若三千大千国土。滿中夜叉羅刹。欲來惱人。聞其稱觀世音菩薩名者。是諸惡鬼。尚不能以。惡眼視之。況復加害。「觀世音菩薩普門品第二十四」

〔若し三千大千国土に、中に滿つる夜叉・羅刹、來りて人を悩まさんと欲るに、その、觀世音菩薩の名を稱うるを聞かば、この諸の惡鬼は尚、惡眼をもつて之を視ることすら能わず、況んや復、害を加えんや。〕〔法華經・下、二四四頁〕

⑤ 日本の弥陀如來は折伏の劍を揮つて十年間に殆ど百回に近き大小の兵變暴動を彈圧し終に西南役に於て全国の帶刀の遺類を一掃したり。(著作集2、一五六頁)

⑥ 諸公。支那の革命が維新革命の跡を追ひ、而して維新革命と等しき中心人物を其の指導者と國民とが渴望しつゝ、あるならば、焉ぞ利劍を持てる如來の降下せざるを保するものぞ。(著作集2、一五七頁)

⑦ 革命とは地震によりて地下層の金鉞を地上に揺り出すものなりと。支那の地下層に統一的英豪の潛むことは天と國民の渴望とが証明すべし。之を人目に触れしむることは地震の後なり。今の革命が山を崩し地を裂くの振動に至りて始めて光輝を放つ人のあらば、即ち其れなりとす。議會は或は選挙すべし。或はせざるべし。天の使命は必ずしも言論の機關を借りて降る者に非ず。救済の仏心と折伏の利劍とを以て、内外省の亂離を統一し、外英露の侵迫を撃攘し、以て天を畏れ民を安んずるの心を失はざる者あらば、是れ天の命じ四億萬民の推戴する窩淵(台湾)に非ずして何ぞ。(著作集2、一五九頁)

⑧ 【筆者注】地下に英豪が潛み、地震によつて地上に出てくるというイメージは、『法華經』(從地涌出品第十五)に説かれる「地涌の菩薩」を思わせる。(後記⑦の【筆者注】を参照)

支那の文弱による亡運は孔教に在り。日本の武断至らざるなきの興運は仏の大乗に出づ。夷狄の迫る者ある時民を率ゐて避くの孔教は恰もモーゼの羊群と共に浪々たりし懦弱なる基督教の如く、慈悲の爲の折伏を教ふる仏の大乗はコーランと劍を持てる回教も亦及ばざる遠し。(著作集2、一六一頁)

⑨ 要するに孔孟の文士教を以てしては禹域の統一断じて望むべからざるを洞見せしが故なり。維新革命亦信仰を洗練し復興したり。而も日本建國の神道其者が劍の教たる点に於て、明治大皇帝に守持せられたる大乘仏は八百万神の守護の下に一切の教義信条の上に君臨したり。支那は日本に与へたる慈悲と折伏の經典を失へること一千年。孔教の貧弱暗愚はトルストイズムよりも甚しく、勇猛なる靈的動物を殘賊して今の支那人を作れり。(著作集2、一六二頁)

⑩ 東洋的共和政は仏人が爲せし如く黄人自らの有する政体と信仰の回顧より始めざるべからず。同一なる革命前に至るまでの暗黒時代に於て日本が武士制度を採りて今日隆盛の因を播き、支那が文士制度に誤られて今尚衰弱の果を拾ひつゝ、

ある根本を洞察せよ。実に非戦無抵抗の政談と慈悲折伏の大乗仏との心的傾向に淵源す。(…中略…) 求めよ、然らば与へられん。彼等は自由のパンを求めて孫逸仙より米国制の石を与へられたり。彼等は再び統一を求めて袁世凱より孔子尊崇の亡国教を与へられたり。求めて止まざる者は終に得べし。——窩濶台汗の大共和国の慈悲折伏の妙法蓮華経と、何ぞ蒙古民族と明治大皇帝の専有ならんや。(著作集2、一六三—一六四頁)

【筆者注】 求めよ、然らば与へられん
聖書の有名な文言であるが、『新約聖書』「マタイ伝」の山上の垂訓にある言葉で、「求めよさらば与えられん、叩けよさらば開かれん」とあるのに基づく。

11 昔者日蓮上人辻説法の迫害を蒙りつ、『立正安国論』を草して執政者を戒む。而も上下悉く信する者なき今の日本の如し。あ、三世十萬の諸仏猶日本を棄てず。諸公何ぞ支那の革命が伊勢大廟の神風なることを悟らざるや。(…中略…) 不肖何にか隠さん亦妙法蓮華経の一使徒。教兄日蓮慈悲折伏のコーランを説きて未だ刃を出さず。世界一教を説きて猶支那印度に至らず。成敗唯釈尊の照覧し給ふところ。経巻を抱いて神風渦中に投ずる教句を出でざらん。一卷『立正安国論』を諸公に献じて去る、生死固より仏意に在り。(著作集2、二〇三頁)

12 あ、日支両国を救はんとして三年の先き今日の因を播きし護国の神神よ。仏光東亞を照らさんと欲せば希くは公等の怨に燃ゆるもの、魔血に我が経巻を浸さしめよ。不肖は窩濶台汗たるべき英雄を尋ねて鮮血のコーランを授けん。宇宙の大妙法蓮華経に非らずんば支那は永遠の闇黒なり。印度終に独立せず。日本亦滅亡せん。国家の正邪を賞罰する者は妙法蓮華経八巻なり。

13 法衣剣を杖いて末法の世誰か釈尊を証明する者ぞ。(著作集2、二〇四頁)
有諸無智人惡口罵詈等
及加刀杖者我等皆当忍

我不愛身命但惜無上道

如日月光明能除諸幽冥
斯人行世間能滅衆生闇 (著作集2、二〇五頁)

【筆者注】 有諸無智人 惡口罵詈等 及加刀杖者 我等皆当忍 「勸持品第十三」
「諸の無智の人の 惡口・罵詈などし 及び刀杖を加うるものあらんも われ等は、皆、当に忍ぶべし。」(法華経・中、

二三六頁)

我不愛身命 但惜無上道 「勸持品第十三」

「われは、身命を愛せずして 但、無上道のみを惜むなり。」(法華經・中、二三八頁)

如日月光明 能除諸幽冥 斯人行世間 能滅衆生闇 「如來神力品第二十一」

「日月の光明の 能く諸の幽冥を除くが如く 斯の人は世間に行じて 能く衆生の闇を滅し」(法華經・下、一六四頁)

また、後に『外史』の末尾に「補 ヴェルサイユ会議に対する最高判決」の名称で付加された一九一九年六月二十八日付け満川亀太郎宛て書簡では、

- ⑭ 小生が力を極めて断言せんとすることは、講和會議に於ける失敗者は日本であることは固よりであるが、其の第一の失敗者はウエルソン其人なりと云ふことです。(…中略…) 小生は巴里に於ける人々よりも法華經の前に安座して此の断言に權威を持ちます。(著作集2、二〇八頁)

さらに、一九二二年十一月に『外史』が刊行された際の「支那革命外史序」にも、以下のような記述がある。(なお、「支那革命外史序」の執筆は、『原理』執筆、頒布の二年後であることに注意しておきたい。)

- ⑮ 本書を読まる、方は文調の旧式であり、態度の諫諍的であるのを怪むであらう。不肖は六年後の今日之れを校正しつ、符節を会する如き古今の一致に眉を擧めた。日蓮と雖も元寇襲來を警告せる立正安国論は彼自身の文調でなく又時の権力者に対する諫諍的態度であつた。不肖は此書を時の権力階級の人々に配布して支那に去る時、是れ『大正安国論』なり、正義を大成して国家を安んずるの道を論叙せる者なりとして書いた。而も之を受取つた彼等は殆ど悉く書中の作為名詞支那の『亡国階級』其者ではなかつたか。不肖は日蓮に非ず又日蓮の奴隸に非ず。切に読者諸公の間より膽甕の如き相模太郎の出現を待望止まざる者である。(著作集2「序」、三一四頁)

- ⑯ 革命とは順逆不二の法門であり、其の理論は不立文字である。(著作集2「序」、六頁)

- ⑰ 経文に大地震裂して地湧の菩薩の出現することを云ふ。大地震裂とは過ぐる世界大戦の如き、来りつつある世界革命の如

きはれである。地湧菩薩とは地下層に埋る、救主の群といふこと、即ち草沢の英雄下層階級の義傑偉人の義である。―支那は十年前の十月十日、清末革命の本義を徹底せんがために禹域四百州の大地今將に震裂せんとして居る。露西亞の大地震裂に際して地湧の菩薩等は不動尊の剣を揮ひ不動尊の火を放った。(…中略…)支那の大統一は、支那の何処より湧出する菩薩摩訶薩によりて為さるゝであらうか。(著作集2「序」、八頁)

【筆者注】大地震裂して地湧の菩薩の出現する等の文言は、明らかに『法華經』の以下の經文を踏まえたものと考えられる。仏説是時。娑婆世界。三千大千国土。地皆震裂。而於其中。有無量千萬億。菩薩摩訶薩。同時涌出。「從地涌出品第十五」

「仏、これを説きたもう時、娑婆世界の三千大千の国土は、地、皆、震裂して、その中より、無量千萬億の菩薩・摩訶薩ありて、同時に涌出せり。」(法華經・中、二八六頁)

4 『外史』にみる宗教観、『法華經』観

前節で拾い出した引用から、『外史』における北の宗教、仏教、『法華經』、日蓮などに対する考え方を整理してみたい。

i 儒教 (②⑧⑨⑩)

北は、中国革命が思うように進展しなかつた最大の理由として、武断的精神を形成できず、文弱なる文士教に終始したと総括できる儒教的規範の存在を考えていたと理解できる。儒教では広大な中国を統一することはできない、中国革命に偉大な指導者が現れないのは、戦を好まない文弱の孔教のせいである、と主張し、世界最悪の宗教とまで罵っている。こうした把握からは、儒教の国としての中国に対する「衰弱の果を拾ひつゝある」国という評価が存在し、それが革命の失敗につながったとの理解が読み取れる。¹⁵⁾

ii 弥陀の利剣 (③④⑤⑥)

北は、孔教に代つて中国革命を指導する宗教原理は、仏教でなければならぬと考えていたようである。中国を

統一し、外敵を排除し、国を安定させるのは、「救済の仏心と折伏の利劍」をもつ指導者即ち「窩潤台汗」だとしている。北は、中国革命が成功するためには、「利劍を持てる弥陀如来が支那に降下」することが必要だ、と言っているのである。

ところで、仏教經典には、阿弥陀如来が利劍をもつて外敵を撃退する場面などは出てこないと思われる。推測ではあるが、「弥陀の利劍」とは、北が間違いなく読んでいたはずの日蓮『立正安国論』冒頭の第一問にある「旅客」の言葉「或いは利劍即是の文を専らにして西土教主の名を唱え（北川、二二頁）」に由来するのではないだろうか。この「旅客」は「天変地異への対策として」ある者は『すべての苦しみや罪を滅ぼす利劍は弥陀の名号である』という中国浄土教第三祖の善導大師の『般舟讚』の文を信じて、一切の行を棄ててただひたすらに西方極楽浄土の教主阿弥陀仏の名ばかりを唱え（るが何の効果もない。）（小松、一六頁）と言っているのである。「弥陀の利劍」とは、敵を物理的に撃滅する武器などではなく、本来は、自分自身の苦や罪を滅ぼす念仏を利劍に譬えたものなのである。

そうだとすれば、北は、「主人」である日蓮の論争相手であるはずの「旅客」の主張、それも中国浄土宗の善導のことばは何の効果もないのだという主張を、誤解したのか、逆手を取ったのかは解らないが、自分に都合よく解釈しているということになるであろう。

iii 『法華経』（⑩⑪⑫⑬⑭）

『国体論』においては見られなかった『法華経』やその経文への言及が、『外史』後半部分では突然のように現れる。北にとって、中国革命を指導する宗教原理は、孔教ではなく仏教、しかも『法華経』でなければならなかったのである。中国だけではない。「妙法蓮華経に非らずんば支那は永遠の闇黒なり。印度終に独立せず。日本亦滅亡せん。

国家の正邪を賞罰する者は妙法蓮華經八卷なり。」と述べるように、インドの独立、日本の存続も『法華經』でなくてはならないのである。アジアの国家は、『法華經』を政治原理の根本とすべきだといっているのである。

一方、北自身は、自分のことを「不肖何をか隠さん亦妙法蓮華經の一使徒。」だと考えていたことにも注目したい。また、『外史』末尾には『法華經』の經文が記されている。これは、北が記した最初の『法華經』經文である。内容は、本文の激烈な文章とは一転して、自省的であり、諦観に近いものさえ感じさせる。これが何を意味するかをここで明確に論ずることはできないが、あるいは、北自身が日本で革命を起こすことを予期して、自らの運命を暗示したものかもしれない。

iv 地涌の菩薩 (7)(17)

北は、「大地震裂とは過ぐる世界大戦の如き、来りつつある世界革命の如き是れである。(…中略…)支那は十年前の十月十日、清末革命の本義を徹底せんが為めに禹域四百州の大地今將に震裂せんとして居る。露西亞の大地震裂に際して地涌の菩薩等は不動尊の劍を揮ひ不動尊の火を放った。」と述べている。北にとつて、『法華經』にいう「地皆震裂」とは「革命」の意であり、「地涌の菩薩」とは「革命の戦士」と同義語であったのだ。

本来『法華經』では、「地涌の菩薩」とは、釈尊入滅後、この娑婆世界において、『法華經』を受持し弘通すべき重要な使命を負った菩薩のことをいうのである。しかし、北にとつて、『法華經』が革命の原理であるなら、「地涌の菩薩」とは、革命を受持し弘通すべき「革命の戦士」ということになるわけである。

そして、北が自分は「妙法蓮華經の一使徒」と考える時、それは、自分自身を、革命を「受持し弘通す」べき「革命の戦士」と捉えていたことを意味するのではないだろうか。

v 日蓮と『立正安国論』(⑪⑮)

北は、『外史』において、初めて日蓮とその著書『立正安国論』に言及している。確かに北は、『外史』は『大正安国論』だとして、自身を日蓮に譬えているのである。

しかし、それは、必ずしも北が日蓮を師として尊敬、崇拝していることを意味しない。日蓮はあくまでも「教兄」であり、『法華経』の前の先輩としてしか考えていないようである。「不肖は日蓮に非ず又日蓮の奴隷に非ず。」とは、まさにそのことを宣言する言葉だと考えられる。

「教兄日蓮」は「慈悲折伏のコーラン（筆者注、『法華経』のこと）を説きて未だ刃を出さ」なかつたが、北は武力を用いて革命を成功させるのだといっているのである。

vi キリスト教とイスラム教(④⑧⑪⑫)

『外史』においては、仏教以外にも、キリスト教やイスラム教に関する言及が多いことにも注目しておきたい。

「基督の愛と雖も我は平和を来す者に非ず刃を出さんが為に来れり。」は『新約聖書』「マタイによる福音書」からの引用であり、北が仏典だけではなく聖書も読んでいたことの証左となるであろう。これについては、次章で改めて述べることにする。

この聖書の引用は、革命のためには武力は不可欠であるという主旨の文脈で記されており、北が自身の主張に都合のよい文章を引用したのだと思われる。

また、北は、イスラム教やコーランにも言及している。北が『コーラン』を実際に読んだのかどうかは定かではないが、北にとってイスラム教は「コーランと剣」に象徴される宗教であり、革命の原理である『法華経』は「慈悲折伏のコーラン」であり「鮮血のコーラン」であった。

5 北の『法華經』受容

『外史』では、『法華經』の經文が初めて引用されたことにも注目したい。これは、この時期に、北の『法華經』読経が本格的に行われたことを意味すると考えられる。

北がいつから『法華經』を信仰するようになったかは、必ずしも明確ではないが、北自身が宮内省怪文書事件や二・二六事件の裁判所尋問調書、憲兵隊調書などで、以下のような供述をしている。

- ① 大正五年（筆者注、一九一六年）一月より一輝と称し其後は法華經を信仰し之を読み実行することが自分の使命なりと信ずる様に為りました。（宮内省怪文書事件 大正十五年十月二十七日付、東京地方裁判所第三回尋問調書）著作集3、三〇九頁
- ② 私は三十四歳の時（筆者注、一九一六年）より法華經を信仰して居りますが、特に最近数年間は、外部との交際を避け、（…中略…）只管法華經の読誦に専念して、其の奥義を極める為全力を傾注して居りますが、（以下略）。（二・二六事件 昭和十一年三月二日付、東京憲兵隊第一回聴取書）著作集3、四二七頁
- ③ 三十四歳の一月に、私は突然信仰の生活に入りました。（同昭和十一年四月十七日付、東京憲兵隊第七回聴取書）著作集3、四四四頁
- ④ 信仰は何宗とは限りませんけれ共、大正五年一月（三十四歳の時）以来法華經読誦に専念し爾来此事のみを自分の生命とし一年一年と修業を致しまして二十年間を一貫致して居ります。（同昭和十一年三月十七日付、警視庁聴取書（第一回）著作集3、四五〇頁）

また、二・二六事件に連座して処刑される際に、息子の北大輝（一九一一年一月二八日生まれ。辛亥革命の闘士、譚人鳳の孫である譚瀛正を養子とした。）に残した遺言には、前記の各調書とは矛盾するが、以下のような記述がある。

大輝ヨ。此ノ經典ハ汝ノ知ル如ク父ノ刑死スル迄読誦セル者ナリ。汝ノ生ルルト符節ヲ合スル如ク突然トシテ父ハ靈魂ヲ見
神仏ヲ見此ノ法華經ヲ誦持スルニ至レルナリ。即チ汝ノ生ル、トヨリ父ノ臨終マデ読誦セラレタル至重至尊ノ經典ナリ。父
ハ只此ノ法華經ヲノミ汝ニ残ス。(著作集3、五三〇頁)

さらに、北が一時所屬していた国家主義者の団体「黒龍会」の主宰者、内田良平は、十五銀行怪文書事件の裁判
で以下のような証言をしている。

上海から帰りました北の思想は渡前とは殆ど一変し大変な日蓮信者と為り全く社会主義と離れ右傾思想を抱いて居りますの
で私は大変に夫れを喜んで居りました。(昭和二年十月二十七日付、東京地方裁判所証人訊問調書) 著作集3、三九一頁)

以上を総合すれば、一九一五年十一月末から翌一九一六年一月末ころまでの間に北に何かがあり、そこで『法華
經』に傾倒することになったことは間違いがないと思われる。

一九一六年一月とは、北が第一次上海滞在から帰国した一九一三年四月から二年八ヶ月後、再び上海に向った
一九一六年六月の五カ月前のことであり、故郷から『法華經』を取寄せたのもこの頃である。

北と『法華經』との関連に関し、最後に、北に『法華經』の説經法を伝授したとされる「永福といふ行者」につ
いて触れておきたい。

多くの北一輝研究者がしばしば言及する「永福」に関するすべての源は、弟聆吉が「兄北一輝を語る」で「(兄が)
法華經を熱心に信奉するに至ったのは、永福といふ行者に接してからではないかと思ふ。少くとも永福さんから、
法華經を読む技術を習ったことは事実である。(宮本、二四九頁)」と述べている所に始まる。時期は「大正六七年
(筆者注、一九一七、八年)頃である。」とされている。永福は靈媒であり、聆吉が「南無妙法蓮華經と数回唱えると、

玉川稲荷」や日蓮、白隠、芸者、浪花節語りが出たという。「兄夫妻はこの永福さんを大に尊重した」が、「兄は靈力を得るやうになつてから、永福さんは単なる乗り台であるといふやうになつた。」

「永福」は、北の『法華經』信仰が狂信的なものとなつた要因とも考えられ、後に靈媒となつて北に「靈告」を告げることになる妻はず子の原型でもあつて、北の『法華經』信仰を考えるうえで重要な要素と考えられるが、具體的史料に乏しく、また、一九一七、八年といへば、北の第二次上海滞在と重なり、時期も不明確であることから、これ以上の論述は控える。

6 まとめ

北にとつての宗教は、『国体論』においては、国家や社会主義を論ずる上で、特異で独創的な文章の修飾に役立つ知識や教養にすぎなかつた。ところが、『外史』では、宗教が北の思想に一定範囲で影響を与えていることがわかる。

例えば、『外史』の中で何度も繰り返し述べられているように、北にとつて、『法華經』は儒教に代わつて中国革命を指導するべき精神的原理、理念であると考えられていた。しかし、北が考える革命原理としての『法華經』は、本来の『法華經』の教義とはかけ離れた北独自の理解に基づく特異なものであることに注意しなければならない。北にとつて、「地涌の菩薩」が「革命の戦士」を、「弥陀の利剣」が文字どおり「革命を推進する武力」を意味したのがその証左である。

なお、北の革命と宗教に関する論述について一言すれば、北が革命に帯同していた第一次上海滞在当時、『法華經』に限らず特定の宗教を信仰していたわけではなかつたと考えられる。したがつて、北が、中国革命を指導する精神的原理は儒教ではなく『法華經』でなければならぬ、という趣旨を述べていても、それは『外史』後半部分執筆

時の後付けの理屈であつて、北が革命を体験していた時に実際そう考えていたかどうかは極めて疑わしいと言わざるを得ない。

このような、北独自の都合のよい解釈は、『新約聖書』の引用やイスラム教への言及においてもみられるところからみて、北は単純な仏教信者、『法華経』信奉者では括りきれない複雑な宗教観を抱いていたのではないかと考えられる。

北にとって、革命を成就させることが最大の目標だったのである。日蓮にとっては『法華経』がすべてであつたのに対し、北にとっては「革命」がすべてであつたと考えるべきであろう。

五 『日本改造法案大綱』

本章では、北一輝が『日本改造法案大綱』（以下『法案』）の前身である『原理』の執筆を始めた一九一九年八月から、官憲により一部削除されたうえで改造社から『法案』として刊行された一九二三年五月を経て、『靈告日記』の初日である一九二九年四月八日の直前までの約十年間を『法案』を中心に考察する。（なお、引用する『原理』、『法案』のカタカナ表記はひらがな表記に改めた。引用は基本的に『法案』によるが、削除部分は『原理』から引用した。）

1 時代背景

一九一九年六月、ヴェルサイユ条約が締結されて、世界は戦後体制となり、一九二〇年には国際連盟が発足した。敗戦国ドイツは、当時世界で最も民主的とされたワイマール憲法のもとで再出発を図るが、連合国によって領土割譲、多額の賠償金等の過酷な条件を課され、それへの抵抗の表れとして国内では、一九二〇年にナチス党がドイツ労働者党から改称、成立し、世界は次第にファシズムの危機にさらされるようになった。

中国大陸では、帝国主義的政策をとる日本やイギリスに対する排外運動が活発となる一方で、相変わらず軍閥が割拠して抗争を繰り返していた。一九二六年には孫文の後継者である蔣介石（一八八七—一九七五）が北伐を開始し、一九二八年六月には完了することになるが、同じ頃満洲では、関東軍の謀略による張作霖爆殺事件が起った。

第一次大戦の終結に伴い、世界的な軍縮、平和への動きが活発となるが、日本国内では、国際協調主義に反対し、大陸への帝国主義的進出を推進する「右翼」が台頭する一方で、共産主義者や無政府主義者の活動も活発となった。このような状況を背景に、一九二二年九月には『原理』に影響を受けた朝日平吾（一八九〇—一九二二）による安田財閥総帥、安田善次郎（一八三八—一九二二）の暗殺、同年一月には首相、原敬（一八五六—一九二二）の暗殺、一九二三年一月には無政府主義者、難波大助（一八九九—一九二四）による摂政宮皇太子（後の昭和天皇）の暗殺未遂事件が起こった（虎ノ門事件）。また、一九二三年九月に発生した関東大震災は首都圏に甚大な損害をもたらしたが、一方で多くの朝鮮人が虐殺されるという事件が起こった。一九二五年には、大正デモクラシーの政治的総決算ともいえる普通選挙法が公布されたが、同時に治安維持法が公布された。

一九一九年末に上海から帰国した北は、この間、『外史』や『法案』の出版活動をする一方で、大川周明（一八八六—一九五七）、満川亀太郎（一八八八—一九三六）らと国家主義者の団体である猶存社を設立するが、その「合法的活動に、北はほとんど関わっていない。」とされ、その理由は北が「『国家改造案原理大綱』を書くことによって、思想活動の領域を終えた、と考えていたからだろう。（評伝Ⅲ、一二六頁）」とされている。

北が、自宅で『法華経』の読経に耽り、宮中某重大事件、安田共済生命事件、十五銀行怪文書事件、宮内省怪文書事件、朴烈・文子怪文書事件など数多くの怪事件の策謀に関わり、財閥系の大企業や政治家から莫大な資金を半ば脅し取っていたのもこの頃の出来事であった。

2 『法案』の思想

北が「此の改造法案は世界大戦終了の後、大正八年八月上海に於て起草せる者なり。(著作集2、二八七頁)」、「此の法案を上海の一病室に横はつて起草するに至るまでに四十幾日かの断食をした(第三回の公刊頒布に際して告ぐ)著作集2、二五五頁」と述べるとおり、『原理』は、北の第二次上海滞在中の一九一九年八月に執筆された。前述したように、盟友、宋教仁の死、北の理想とはかけ離れた中国革命の複雑な情勢、日本の帝国主義的な活動とそれに対する排日運動などによって、北の中国革命への情熱は冷め、関心は日本へと回帰していた。

自分は十有余年間の支那革命に与かれる生活を一抛して日本に帰る決意を固めた。十数年間に特に加速度的に腐敗墮落した本国をあのみ、にして置いては、対世界策も対支策も本国其者も明かに破滅であると見た。(…中略…) — さうだ、日本に帰らう。日本の魂のドン底から覆へして日本自らの革命に当らう。其れには雑多に存在し行動して居る本国の革命的指導者にだけなりとも、革命帝国の骨格構成の略図をでも提供する必要があらう。(…中略…) 斯くして此の法案を起草し始めたのである。(第三回の公刊頒布に際して告ぐ) 著作集2、三五六頁)

『法案』は、日本革命のための原理であり、革命後の国家の統治機構と国民の権利義務を定めた憲法草案だったのである。

それでは、北が革命で倒すべき対象と考えたものは何か。それは、以下の引用からみて、後に二・二六事件に関わった青年将校や「国粹主義者」たちが忌み嫌ったいわゆる「君側の奸」であると考えられる。まさに『法案』が青年将校たちに「革命のバイブル」として支持された理由がここにある。

北は「緒言」の冒頭で次のように述べている。

今や大日本帝国は内憂外患並び到らんとする有史未曾有の国難に臨めり。国民の大多数は生活の不安に襲はれて一に欧州諸国破壊の跡を学ばんとし、政權軍權財權を私せる者は只龍袖に陰れて惶々其不義を維持せんとす。(著作集2、二九一頁)

また、「卷八 国家の権利」末尾の「註七」でも同じ趣旨を繰り返す。

天皇に指揮せられたる全日本国民の超法律的運動を以て先ず今の政治的經濟的特權階級を切開して棄つるを急とする所以の者、内憂を痛み外患に悩ましむる凡ての過因只この一大腫物に発するを以てなり。(著作集2、三四八頁)

ただし、ここで注意しなければならないのは、北が、青年将校と同様に、「君側の奸」が取り除かれさえすれば、天皇親政の正しい政治が行われる、などという「甘い」考えを持っていたわけではなく、官軍となった明治維新の志士たちと同様に「天皇＝玉を革命勢力の側が奪ってしまったら日本の革命は成就するのだ(評伝Ⅲ、二二三―二三四頁)」と冷徹に考えていたということである。

『法案』は、以下の八章から構成されている。

卷一 国民の天皇

卷二 私有財産限度

卷三 土地処分三則

卷四 大資本の国家統一

卷五 労働者の権利

卷六 国民の生活権利

卷七 朝鮮其他現在及将来の領土の改造方針

卷八 国家の権利

この章建てを見ても明らかのように、『法案』はまさに革命のための憲法草案に他ならなかった。そのため、「卷一 国民の天皇」の冒頭は次のような異様で衝撃的な文言で始まる。

憲法停止―天皇は全日本国民と共に国家改造の根基を定めんが為めに天皇大権の発動によりて三年間憲法を停止し両院を解散し全国に戒厳令を布く。(著作集2、二二二頁)

つまり、北は、三年間は軍政を敷いて革命を成就させることに専念し、その間は「大日本帝国憲法」を停止し、「大日本帝国憲法」や革命後の憲法である『法案』自体が保障する国民の権利を制限することを当然の前提としていた。そして、制限される国民の権利の中には、「大日本帝国憲法」が保障する「信教の自由」も含まれていた。では、三年が経過すれば、「信教の自由」は復活するのか。おそらく、それは「否」である。なぜなら、『法案』には「信教の自由」に関する明確な規定は何もないからである。北は、「卷八 国家の権利」(筆者注、国家が持つ徴兵、開

戦等の権利を指す)の「註三」で以下のように述べる。

政治の自由経済の自由恋愛の自由が他の社会的生活を犯さざる自由の意味に於て、思想の自由信仰の自由亦絶対的の者に非るは論なし。自由の誤解せる解釈より来る思想の自由信仰の自由は、自由恋愛説の註に説明したる所を移して直に説明とするを得べし。思想又は信仰の点を考ふるとき、実に価値なき又は有害なる者を神の如く裁決して直に大処に立つを要す。(…中略…) 思想信仰の価値は其の民族精神又は世界思想に戦ひて凱歌を挙げ、時に認めらるる者なり。戦の中途に於て又は退却或は降伏の状態に於て信仰の自由を鳴号する如き信仰は、終に十字架上「我れ勝てり」として国家と世界の上に其自由を建設する価値なき者なり。(著作集2、三三九—三四〇頁)

本稿は『法案』の憲法上の意義や政治的価値を問うものではないが、『法案』の評価について、現在でも二つの見解があることだけを紹介しておきたい。一つは、「二・二六事件を惹き起した将校たちに、この書が理念を提供したと見な」す考え方、もう一つは「この書に示された『改造』が戦後改革を先取りするものであり、北はいわば日本民主主義の殉教者だったとする見方」である(嘉戸一将『日本改造法案大綱』「解説」(中公文庫版)、一五七—一五八頁)。

前者は、革命によって「君側の奸」を排して三年間憲法を停止し、その間軍事力によって国家を支配することが『法案』の主旨であるとする考え方であり、後者は、『法案』に規定された「華族制廃止」、「男子普通選挙」、「国民自由の回復」、「平等自由な人権保障」、「制限的な私有財産制度」、「労働者の権利」、「国民の生活権利の保障」、「男

女平等の無償教育」、「エスペラント語の第二国語採用」等の広範で民主的、進歩的な国民の権利保障や福祉、教育規定を重視する考え方である。

3 『法案』における宗教用語

『法案』に登場する主要な宗教用語を以下に列挙する。(番号は筆者による。引用する文中の(註)は、『日本改造法案大綱』(中公文庫版)に付された【編集部註】による。また、傍線は仏教、日蓮、『法華経』への言及、二重傍線は『法華経』経文の引用を、波線は他の宗教に関する言及、を表す。【筆者注】は引用経文等の出典と筆者の考察を示す。なお、経文の漢文及び読み下し文はワイド版岩波文庫版『法華経』に基づくが、旧字体は常用漢字に改めた。)

- ① 昔者娘をして其の母に背かしめんが為めに來れりと云へる者あり(註)。二十世紀に命じて十九世紀に背くを禁ずる革命論の多きを不審なりとす。(著作集2、二八七頁)

(註) 新約聖書「マタイによる福音書」第十章三十四〜三十五節のイエスの言葉「わたしが来たのは地上に平和をもたすためだ、と思つてはならない。平和ではなく、剣をもたすために来たのだ。わたしは敵対させるために来たからである。人をその父に、娘を母に、嫁をしゅうとめに」による(ルカによる福音書)第十二章四十九〜五十三節にも同様の記述あり)。(中公文庫、一一頁)
- ② 欧米革命論の權威等悉く其の淺薄皮相の哲学に立脚して終に「劍の福音」(註)を悟得する能はざる時、高遠なる亞細亞文明の希臘は率先其れ自らの精神に築かれたる国家改造を終ると共に、亞細亞連盟の義旗を翻して眞個到來すべき世界連邦の牛耳を把り、以て四海同胞皆是仏子の天道を宣布して東西に其の範を垂るべし。(著作集2、二九二頁)

(註) 新約聖書「マタイによる福音書」第二十六章五十二節のイエスの言葉「劍を取る者は皆、劍で滅びる」による。(中公文庫、八頁)
- ③ 【筆者注】「皆是仏子」の用例は多くの經典、論書に見られるが、「四海同胞皆是仏子」の用例はみられない。変性男子の如き醜き手足を作りて而も健康の根本を培はざる直訳体操は特に嚴禁を要す。(著作集2、三三四頁)

【筆者注】「変性男子」は正しくは「變成男子」。

当時衆会。皆見竜女。忽然之間。變成男子。「提婆達多品第十二」

④ 現時の欧州諸国に「ノア」の洪水が来れる所以を考へ、同胞残害して地獄を現世に示しつゝ、ある露西亜を考へよ。(著作集2、三二六頁)

⑤ 思想信仰の価値は其の民族精神又は世界思想に戦ひて凱歌を挙たる時に認めらるる者なり。戦の中途に於て又は退却或は降伏の状態に於て信仰の自由を嗚号する如き信仰は、終に十字架上「我れ勝てり」として国家と世界の上に其自由を建設する価値なき者なり。彼の兵役忌避を本旨とする「クエーカー」宗の如きは、小乗教の基督に於てすら天国の戦を指し、地上に於て尚我れ刃を出さんが為に来れり(註)と宣して終に羅馬を天火に亡したる一面を有するに係らず、只其の殺す勿れの一項を盾として盲守するに過ぎざる者。同じき一神教に於て「マホメット」は刃を出さんが為に来れるを明言して「殺すべし」と教ゆるに非ずや。「コーラン」と共に剣を示して殺すべしと云ふ信仰と殺す勿れと云ふ信仰とを両立せしむるに、libertyなる「アルファベット」七個に依頼せんとするが如き浅薄なる信念にて何の信仰ぞ。「クエーカー」宗の価値は天理教より遙かに以下にして「リングラム」礼拝より聊か以上なる程度の者なり。(著作集2、三四〇頁)

⑥ 只「大事因縁を告ぐ。(著作集2、三四八頁)

【筆者注】所以者何。諸仏世尊。唯以「大事因縁故。出現於世。舍利弗。云何名諸仏世尊。唯以「大事因縁故。出現於世。」「方便品第二」

⑦ 「所以はいかん。諸々の仏・世尊は、唯、一大事の因縁をもつての故にのみ、世に出現したまはばなり。舍利弗よ、云何なるをか諸の仏・世尊は唯、一大事の因縁をもつての故にのみ世に出現したもうと名づくるや。」(法華経・上、八八頁)

⑧ 印度文明の西したる小乗的思想が西洋の宗教哲学となり、印度其者に跡を絶ち、経過したる支那亦只形骸を存して独り東海の粟島に大乘的宝蔵を密封したる者。(著作集2、三五〇頁)

⑨ 「神の国は凡て謎を以て語らる。」(註) (著作集2、三五〇頁)

⑩ (註) 新約聖書「ヨハネによる福音書」第八章十節のイエスの言葉「あなたがた(イエスの弟子たち)には神の国の秘密を悟ることが許されているが、他の人々にはたとえを用いて話すのだ。それは『彼らが見ても見えず、聞いても理解できない』ようになるからである」による(「マタイによる福音書」第十三章十〜十七節、「ルカによる福音書」第八章十節にも同様の記述あり)。(中公文庫、一三七頁)

⑨ 世界の各地に預言されつつある基督の再現とは実に「マホメット」の形を以てする日本民族の經典と劍なり。(著作集 2、三五―一頁)

また、後に『法案』の第三回公刊頒布に際して付された一九二六年一月三日付け「第三回公刊頒布に際して告ぐ」では、

⑩ 全世界の是認に抗して一人の否認が着々事実^にに挙証せられた智見をのみ値する勿れ。其の否認を現実に米国其者からの否認とウイルソン其人の墮落とを以て『皆是眞実』に示さんが為めには、実に我が神々及び全世界のサタン等の前に一身を投げ出したる不惜身命の禱があるのだ。日蓮は日本国なりと云ひ朕即ち国家なり云ふ。ヴェルサイユから全世界に漲れる排日熱、支那全土を洗ひ流がす排日運動の中に在りて、(…中略…)、一苟も『唯我一人能為救護』の大責任感を有する者、日本国に対する排侮を日蓮自らの排侮に感じ皇帝の蒙りたる恥辱を唯我一人の恥辱に受取るのは当然の事である。(著作集 2、三五―六頁)

【筆者注】如是如是。釈迦牟尼世尊。如所說者。皆是眞実。「見宝塔品第十一」

「かくの如し、かくの如し。釈迦牟尼世尊よ、説く所の如きは、皆これ眞実なり」と。(法華經・中、一七〇頁)

若人精進 常修慈心 不惜身命 乃可為説【譬喩品第三】

「若し人、精進して 常に慈心を修し 身命を惜しまざれば 乃ちために説くべし。」(法華經・上、二一六頁) または、

我等当起大忍力。読誦此經。持説書寫。種種供養。不惜身命【勸持品第十三】

「われ等は、当に大忍力を起して、この經を讀誦し、持ち、説き、書寫して、種種に供養し、身命をも惜しまざるべし」と(法華經・中、二二六頁)

而今此処 多諸患難 唯我一人 能為救護【譬喩品第三】

「しかも、今、この処は 諸の患難多く 唯、われ、一人のみ 能く救護をなすなり。」(法華經・上、一九八頁)

⑪ 大正五年一月よりの滿十年間の見仏の生活に於て『柔和質直者則皆見我身』を身讀したる如く、——其れ以前の十年間の『國体論』時代より『雖近而不見』の冥々の愛護を今更のやうに顧想して拝謝し得る如く、——今後恐らくは眞に波瀾重畳なるべき人生無限の行路に於て等しき指導愛護を垂れ給はんことを祈る。見と不見との二十年間を幸ひにして一貫せし者惑はざりし者を、必ず決定して故国日本の巖上に築かんことを祈る。而して若し余命あらば、——何ぞ命の余れると足らざ

るとを言はんや。(著作集2、三六一頁)

【筆者注】諸有修功德 柔和質直者 則皆見我身 在此而說法「如來壽量品第十六」

「諸有の、功德を修し 柔和にして質直なる者は 則ち皆、わが身 ここに在りて法を説くとみるなり。」(法華經・下、三二頁)

我常住於此 以諸神通力 令顛倒衆生 雖近而不見「如來壽量品第十六」

「われは常にここに住すれども 諸の神通力をもつて 顛倒の衆生をして 近しと雖もしかも見ざらしむ。」(法華經・下、三〇頁)

年代は若干さかのぼるが、一九二二年五月一日付け、小川平吉(一八七〇—一九四二)宛て書簡には、以下のよう引用がある。(カタカナはひらがなに直した。)

⑫ 西瓜二個は琉球嶋より南方に在る大東嶋の産の由にて只今貰ひ候者につき、其儘の二個を奉呈仕候。经文に「今得無上無漏大果」と有之、(以下略)(著作集3、五一頁)

【筆者注】「今得無上無漏大果」は、正しくは、今得無漏 無上大果。

我等長夜 持仏淨戒 始於今日 得其果報 法王法中 久修梵行 今得無漏 無上大果「信解品第四」に

「われ等は長夜に 仏の淨戒を持ちて 始めて今日において その果報を得 法王の法の中に 久しく梵行を修して 今、無漏の 無上の大果を得たり。」(法華經・上、二五八—二六〇頁)

4 『法案』にみる宗教観、『法華經』観

前節で拾い出した引用から、この時期における北の宗教、仏教、『法華經』、日蓮などに対する考え方を整理してみたい。

i 『法華經』(③⑥⑩⑪⑫)

『法案』を読んで気がつくことは、まず、『法華經』の漢文經文の正確な引用が大幅に増えていることである。

『外史』では、末尾の二品（勸持品第十三、「如来神力品第二十一」）にわたる三文だけだったのに対し、『法案』では五品（方便品第二、「譬喻品第三」、「見宝塔品第十一」、「提婆達多品第十二」、「如来寿量品第十六」）七文に増加している。これは、北が『法華経』全体の読経に熟達し、ほぼ正確に暗記していたからではないだろうか。その証拠に、「⑫」では、「信解品第四」の経文にある「大果」（悟り）を西瓜になぞらえて、知人あてのユーモアあふれる手紙に引用しているのであるが、実は単語の順番を前後して引用している。そんなところに『法華経』経文を自在に引用、使用できる素養が備わったことが見て取れる。

また、『法華経』の有名なフレーズを、読者の強烈な印象を喚起するために効果的に使用している場合もある。

例えば、「⑥」では、「方便品第二」から「一大事因縁」という極めて有名な文句を引用している。本来、「一大事因縁」とは、釈尊がこの世に出現したただ一つの本当の目的、理由（具体的には、衆生に仏知見を開き、示し、悟らせ、入らせること、すなわち、一切衆生を成仏させること）を意味する。しかし、『法案』において、「只一大事因縁を告ぐ。」に続く文章は、ヴェルサイユ条約は列強がドイツを目的に締結したものだ、実は今こそ、イギリスを標的として、日本、アメリカ、ドイツが連合して新たな決戦を挑む絶好のチャンスである、という主旨の文章に続くのである。つまり、『法案』では、「一大事因縁」という文句が、よくいえば文章を格調高く装うためのレトリックとして、悪くいえば大げさなこけおどしの修飾として、『法華経』本来の意味とはまったく関係なく引用されているのがわかる。

また、この時期、北は、上海から持ち帰った『法華経』を、猶存社の同志である大川周明、満川亀太郎に贈ったほか、一部を、小笠原長生（一八六七—一九五八、当時海軍中将、後に宮中顧問官）を介して、当時の摂政宮皇太子（後の昭和天皇）に贈り、これに対して一九二〇年三月二日付けの受領書が発行されている。

こうした『法華経』經典の取り扱いから、北にとって『法華経』が信仰の対象であることに加えて、革命の同志や宮中、支配階層に対して自己を誇示する手段となっていることが見て取れる。

ii 日蓮 (10)

日蓮は、自分自身を「日本の柱」、「日本の眼目」、「日本の大船」(『開目抄』)に譬え、「日蓮は日本国の棟梁なり」、「閻浮第一の者」(『撰時抄』)といい、末法の日本を救済するのは「法華経の行者」日蓮しかいないことを宣言したが、北もまた自身を日蓮に譬え、「唯我一人能為救護」の大責任感を有する者、日本国に対する排侮を日蓮自らの排侮に感じ皇帝の蒙りたる恥辱を唯我一人の恥辱に受取るのは当然の事である。」と述べている。

しかし、北は、自分自身を日蓮に譬えてはいるものの、日蓮に対する特別な感情を述べた文言は見られず、『外史』執筆の時期と同様、日蓮に対する絶対的な尊敬、崇拜の念といったものはなかったのではないかと思われる。北は、日蓮は先輩ではあるが過去の人物であり、自分こそ現代の日蓮であると信じていたためかもしれない。

iii キリスト教、イスラム教 (①②④⑤⑧⑨)

『外史』においても『新訳聖書』からの引用がなされていたが、『法案』においては、それがさらに増幅されている。「マタイ伝」、「ヨハネ伝」、「ルカ伝」などから引用しており、北は『新約聖書』について、相当読み込んでいたのではないかと思われる。

北が、佐渡時代から、ある程度キリスト教に親しんでいたことは間違いないことと考えられる。北の叔父であり高等小学校の恩師でもあった斎藤恵吉はクリスチャンであったというし(評伝Ⅰ、二九―三〇頁)、中学時代にはクリスチャンの内村鑑三に心酔しており、知人にも多くのクリスチャンがいた。(松本 一九九六、二六頁)初恋の女性、松永テルも洗礼を受け、のちに北から『旧新約聖書』を贈られている事実がある。(評伝Ⅰ、一四五頁。松

本 一九九六、三〇〇—三〇一頁)

また、内務省が一九〇九年から一九一三年頃にかけて作成、記入した「本邦社会主義・無政府主義者名簿」の宗教欄には「基督教、信念薄し」と記載されている。(著作集3、五四三頁) これがどのような根拠に基づいたのかは不明であるが、当時、社会主義者として当局に把握されていた北の言動や行動の外見に、第三者(例えば、特高の刑事)からみて、そう捉えられるような要素があったのかもしれない。

北とキリスト教、イスラム教との関係について言及されることは少ないが、北は必ずしも否定的に引用しているわけではなく、後述するように北の宗教観を考えるうえで、重要な要素ではないかと考えられる。

5 まとめ

北は、『外史』において、中国革命の精神的原理は『法華経』だと論じていた。では、日本革命において、『法華経』が精神的原理として明確に位置付けられているかという点、必ずしもそうとはいえない。『法案』のなかの『法華経』への言及に、そのような趣旨の文章は見つからないからである。

日本革命において、『法華経』が精神的原理だということであれば、むしろ、それを積極的に『法案』の一条項「国教」として規定したとしても何の不思議もないはずである。そもそも、『法案』には、「大日本帝国憲法」にさえてめられていた「信教の自由」に関する項目はなく、北自身は「信教の自由」や「思想の自由」は、「政治の自由」、「経済の自由」、「恋愛の自由」と同レベルの権利であって、絶対的なものではないと考えていたのである。

一方で狂信的な『法華経』の読経を続けながらも、北の中で革命の精神的原理であったはずの『法華経』は、その地位を失っていたのではないだろうか。

北が一九二六年に著した「第三回の公刊頒布に際して告ぐ」の中で、『支那革命外史』は序文だけで本文を見ら

る、を欲しない。(著作集2、三六一頁)」と公言しているのは、このことを暗示しているのかもしれない。北が中国革命に自ら飛び込んでいったのは、十五年も前の武昌起義直後のことであって、『法華経』に心酔するようになってからも十年が経過しているのである。

北がクリスチャンでもイスラム教徒でもないことは疑う余地はない。しかし、『外史』や『法案』において、これほどまでにキリスト教、イスラム教についてむしろ肯定的に言及しているということは、相対的に仏教や『法華経』に対する信仰の度合いが、実は我々が考えるほど強固なものではないことを意味するのではないだろうか。

注

(12) 『支那革命外史』をみると、前半部と後半部とで激しさが異なるが、この激しさの違いをもたらしたものを法華経の受容という事態であった、と考えられる。(黒沢文書について) 宮本、二〇五頁)

法華経への異常とも思える埋没が始まったのは、大正五年(彼三十四歳のとき)の二度目の中国滞在期であった。正確に言えば中国へ渡航する前のことである。こうして、『外史』の後半は前半(大正四年十一月執筆)と著しく執筆態度を異にしている。つまり、前半は支那人の民族主義的革新への期待であるのに、後半は革命の主権者「神人」出現を祈念するのである。これはどう考えてもおかしい。この間に、北に何かが起こったのだと考えざるをえない。しかも、十九章までは四月末から五月末に書かれ、二十章だけは五月二二日の一日をもって書かれたように記されている。(松本一九九六、五五―五六頁)

(13) このような考え方は、北だけの特異なものではなかった。前川亨によれば、「章炳麟や北一輝が孔教の「文弱」を斥ける一方で仏教の「勇猛果敢」や「武断」的傾向を称賛していたことを想起してよからう。アジア主義の積極性・急進性という点では、唯識教学に依拠する章と法華経に依拠する北との間にほとんど違いはない。」(前川、二二八頁)

(14) 朝日平吾はその場で自殺したが、「右翼の大物となっていた内田良平や、俠客としても知られていた毎日新聞社長の藤田勇とともに、猶存社の北一輝あてに遺書を送っ」ており、これによって「いやおうなく北一輝の名が世人に知られることになった。」(評伝Ⅲ、二五二頁)

(15) 一九二〇年秋頃、北は千駄ヶ谷の借家に引越したが、大川周明によれば、「此の家は屋敷が千坪に近い広大な邸宅で、門

から玄関まで相当距離があったが、北君の読経の声は門外まで響いて聞えた」(『北一輝君を憶ふ』評伝Ⅲ、二二八―二二九頁) また、北自身の証言については、宮内省怪文書事件や二・二六事件の裁判所尋問調書、憲兵隊調書などを参照。

(16) 小川平吉は、長野県生まれの政治家、弁護士。政友会の最高幹部で、衆議院議員十期、司法大臣、鉄道大臣などを歴任。日露主戦論の急先鋒として日比谷焼討事件を主導したとされる。辛亥革命では革命派を援助し、黒龍会の顧問役も務めたとされ(評伝Ⅱ、二六〇頁)、北とは、こういった関係で知り合ったと思われる。後に鉄道疑獄事件に連座し、逮捕(一九二九)、入獄した(一九三六)。元首相、宮沢喜一の祖父でもある。

参考文献

1 北一輝の著作

『北一輝著作集 第一巻』みすず書房、一九五九
 『北一輝著作集 第二巻』みすず書房、一九五九
 『北一輝著作集 第三巻』みすず書房、一九七二。(以上3冊は(著作集1〜3)と表記する。)

『日本改造法案大綱』中央公論新社(中公文庫)、二〇一四
 松本健一編『北一輝 霊告日記』第三文明社、一九八七。(霊告)と表記する。)

2 北一輝に関する研究

稲邊小二郎『一輝と吟吉 北兄弟の相剋』新渇日報事業社、二〇〇二
 清水元『北一輝 もう一つの「明治国家」を求めて』日本経済新聞社、二〇一二
 田中惣五郎『北一輝 日本のファシストの象徴』未来社、一九五九
 高橋康雄『北一輝と法華経』第三文明社(レグルス文庫)、一九七六
 萩原稔『北一輝の「革命」と「アジア」』ミネルヴァ書房、二〇一一
 藤巻一保『魔王と呼ばれた男 北一輝』柏書房、二〇〇五
 前川亨『支那革命外史』からみた中国革命と日本ファシズム』『東洋文化研究所紀要第一三二冊』東京大学東洋文化研究所、一九九六

松本健一『北一輝論』講談社(講談社学術文庫)、一九九六

松本健一『評伝 北一輝 I 若き北一輝』岩波書店、二〇〇四

松本健一『評伝 北一輝 II 明治国体論に抗して』岩波書店、二〇〇四

松本健一『評伝 北一輝 III 中国ナショナリズムのただなかへ』岩波書店、二〇〇四

- 松本健一『評伝 北一輝』IV 二・三事件へ、岩波書店、二〇〇四
- 松本健一『評伝 北一輝』V 北一輝伝説、岩波書店、二〇〇四。(以上『評伝 北一輝』五冊は、(評伝I～V)と表記する。)
- 宮本盛太郎(編)『北一輝の人間像』有斐閣(有斐閣選書)、一九七六
- 渡辺京『北一輝』筑摩書房(ちくま学芸文庫)、二〇〇七
- 3 法華経及び仏教学関係の著作
- 大谷栄一『近代日本の日蓮主義運動』法蔵館、二〇〇一
- 大谷栄一『近代仏教という視座』ぺりかん社、二〇一
- 菅野博史『法華経入門』岩波書店(岩波新書)、二〇〇一
- 北川前肇(編)『原文対訳 立正安国論』大東出版社、一九九九
- 小松邦彰(編)『ビギナース日本の思想 日蓮「立正安国論」「開目抄」』角川学芸出版(角川ソフィア文庫)、二〇一〇
- 坂本幸男、岩本裕(訳注)『法華経(上・中・下)』岩波書店(ワイド版岩波文庫)、一九九一
- (以上『法華経』三冊は、(法華経・上、中、下)と表記する。)
- 末木文美土『日本宗教史』岩波書店(岩波新書)、二〇〇六
- 田村芳朗『法華経』中央公論社(中公新書)、一九六九
- 中濃教篤『「日蓮主義」の左派と右派』『現代思想 特集「日蓮」』青土社、一九八二年四月
- 西山茂(編)『シリーズ日蓮4 近現代の法華運動と在家教団』春秋社、二〇一四
- 松岡幹夫『日蓮仏教の社会思想的展開』東京大学出版会、二〇〇五
- 4 その他
- 江口圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館、一九八九
- 坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館、一九八九
- 坂野潤治『明治デモクラシー』岩波書店(岩波新書)、二〇〇五
- 山口 定『ファシズム』岩波書店(岩波現代文庫)、二〇〇六